

原告 吉井 康雄
被告 学校法人 大阪経済大学
被告 北村 實
被告 池島 真策
被告 井形 浩治

証 拠 説 明 書

平成30年10月29日

大阪地方裁判所 御 中

原告 吉井 康雄



今回の名誉棄損訴訟は、原告が被告大阪経済大学（以下、被告大学と表記）在職中および退職後の下記訴訟期間中での名誉棄損訴訟であることを踏まえて、原告の判断で有用と思われる証拠を提出していることを報告する。

原告および原告に起因する訴訟と被告大学による訴訟について

- ① 2012年2月25日、原告は、大阪地裁に地位保全仮処分命令の申立をする。
- ② 2013年6月7日～2015年4月23日、原告による地位確認等請求事件
大阪地裁および大阪高裁の判決は確定しているが、被告大学の虚偽陳述、虚偽データの捏造などにより、再審請求中
- ③2015年9月29日～2018年2月23日、被告大学による損害賠償等請求事件
大阪地裁、大阪高裁の判決は確定したと判断している。
- ④2015年8月13日～2017年3月14日、草薙氏による懲戒処分無効確認請求事件
原告が②の訴訟で証拠としたことによる、草薙氏（副学長・理事）の訴訟、これは、被告大学理事会の意思決定構造を判断するために証拠書類一式複写させていただいた。結果は、和解で草薙氏は全面的に名誉を回復している。

以上

証 拠 説 明 書

原告の地位確認訴訟	名誉権侵害等被告大学訴訟	当該訴訟	種 目	原本写しの別	作成者	立 証 趣 旨
		甲1	別件訴訟1、 大阪地裁判決 平成26年9月30日	写し	大阪地裁	原告の特任教員としての地位は、労使慣行の存在が否定されたことにより、却下されたが、その裁判所の判断となる情報は被告大学に因る虚偽事実、虚偽データの捏造などによるものである。
		甲2	別件訴訟1、 大阪高裁判決 平成27年4月23日	写し	大阪高裁	井形浩治と池島真策の故意による共同不法行為が確定する。なお、特任教員申請要件を充たすケースでの労使慣行の存在は却下される。
	乙100	甲3	別件訴訟1、 原告に適用する偽装した特任規程を説明 2012年9月28日教授会の反訳書	写し	吉井康雄	新規規程とは異なる特任規程を偽装し、「カリキュラム委員会の承認を必要とする」などを説明し、原告に適用する。就業規則第5条「本学は、教・職員の採用、退職など、公正に行う」に反した不正行為を仕掛け、原告の名誉を棄損している。
乙26	乙59	甲4	別件訴訟1、 池島真策の陳述書	写し	池島真策	特任教員の講義計画の必要性をカリキュラム委員会が検討することは当然と陳述するが、その内容は虚偽事実や学内規程違反であり、原告の名誉を著しく棄損する内容である。
甲11	乙2	甲5	別件訴訟1、 井形が原告に特任申請を辞退せよと迫る 2012年10月15日、吉井研究室で(反訳書)	写し	吉井康雄	「学部長とカリキュラム委員会は一心同体」として、6つの理由を挙げ、特任申請を辞退せよと要請する。もし、辞退しない場合は、3段階で特任申請書類を推薦委員会に提出しないと説明する。これは、組織的なパワハラであり、名誉棄損行為である。
乙18	乙51	甲6	別件訴訟1 井形学部長のメール 「書類の不備ある場合は受理しない」 2012年10月16日	写し	井形浩治	井形は、徳永委員長に原告の書類をみせず、「推薦委員会は書類の不備ある場合は受理しない」という言葉を引き出し、「書類の不備は不受理と判断したのは徳永学長」と、学長に責任をかぶせ、原告の申請書類を推薦委員会に提出しない根拠とした証拠。
		甲7	別件訴訟2、 大阪地裁判決 平成29年6月13日	写し	大阪地裁	別件訴訟2は被告大学が名誉棄損などで原告を訴えた訴訟のため、労使慣行の存在は確認できないが、原告の特任人事に関する被告大学の手続きについては、別件訴訟1の大阪地裁・高裁の判示とは逆の判示となっていることを立証するためである。
		甲8	別件訴訟2、 大阪高裁判決 平成30年2月23日	写し	大阪高裁	被告大学の名誉棄損や業務遂行権侵害、ウェブページの削除などの請求は却下され、原告には録音許可の手続きをしない無断録音などの理由で30万円支払えとの判決が下される。
甲23	乙4	甲9	別件訴訟1、 草薙副学長との会話の音声データの反訳書 2012年10月19日	写し	吉井康雄	吉井の科目全て不開講をカリキュラム、奪うという裏技やわなとし、特任申請に必要な授業計画をできなくするためとみている。学長と一緒に言うてんのは、まず受け取んのが先やでと。手続きは大事やからな、パワハラで訴えるか。間違いなくパワハラでしょうより、不法行為が立証される。
		甲10	草薙裁判、草薙元副学長の訴状 「懲戒処分無効確認請求事件」 2015年8月13日	写し	渡辺輝人	原告が別件訴訟1で証拠としたことにより、理事会より減俸処分され、名誉回復のために起こした訴訟である。この訴訟の過程で、被告大学理事会の原告に対する名誉棄損の実態が明瞭になる。
	乙166	甲11	草薙裁判、 和解の 原本表紙 平成29年2月8日	写し	大阪地裁	草薙氏訴訟の和解より、被告大学の敗訴の概要が理解され、結果として、理事会が組織的に原告の名誉を貶めていたことが立証される結末となった証拠。
		甲12	2004年9月28日 人権委員会への原告の文書	写し	吉井康雄	青水教授が原告を名誉棄損で人権委員会に訴えたが、その人権委員会の取り調べに対する公正な手続きの依頼などを述べた文書
		甲13	2005年7月8日 人権委員会への文書	写し	吉井康雄	樋口副学部長が原告を名誉棄損で人権委員会に訴えたことに対する人権委員会への回答文書で、樋口の訴えには問題があるなどを指摘するとともに、青水氏の件について、人権委員会は原告の人権を無視していることを指摘している。
		甲14	2005年9月24日理事会に訴えた文書 「教員活動評価に関する規程」と “パワハラ”に関する資料	写し	吉井康雄	原告の精神が混乱していることを思わせる文書である。理事会、特に外部理事の反応を期待した文書で、学内の取り組み「教員活動評価に関する規程」も、執行部の教員統制に悪用する気配が感じられることや、青水、樋口の名誉棄損の訴えの妥当性を指摘した文書である。
		甲15	2005年10月19日被告大学の通告文書 「貴殿が配布された「教員活動評価に関する規程」と「パワハラ」に関する資料」に係る通告	写し	大学	原告の配布文書が、被告北村、二宮、大学を誹謗中傷し、大学の信用を失墜させる、理事会の業務妨害行為に相応するという通告理由のもとで、2週間胃に回収せよとの通告文書である。
		甲16	別件訴訟2、理事会調査委員会の文書 質問書 (2006年1月20日)	写し	大学	甲15の後、理事会に原告の調査委員会が設置され、原告の誤認識とする質問書であり、問題とすべき経営学部出身の理事らによる不法行為にはメスを入れていない片手落ちの質問書である。
	乙164	甲17	別件訴訟3、草薙裁判 草薙信照氏の陳述書 (2016年10月21日)	写し	草薙信照	原告が退職した後、被告大学理事会が如何に原告の名誉を傷つける意思決定をしていたかが立証される事実である
	乙162	甲18	別件訴訟3、草薙裁判 北村實に対する尋問調書 (平成28年12月22日)	写し	大阪地裁	原告の退職後に判明した、北村、井形、池島らが共同して故意に名誉棄損を行っていたことが推認される事実であり、被告大学理事会で、北村が主導的に原告の名誉棄損を仕掛けていたことが立証される事実でもある

証 拠 説 明 書

原告の地位確認訴訟	名誉権侵害等被告大学訴訟	当該訴訟	種 目		原本写しの別	作成者	立 証 趣 旨
			別件訴訟1	別件訴訟2			
号証	号証	号証					
		甲19	別件訴訟2、 被告準備書面(6)～特任教員任用における バフハラは計画的に仕組まれたもの～ 平成28年8月4日		写し	吉井 康雄	経営学部執行部が、用意周到に、教授会規程を変え、特任教員任用規程(新規程)を偽装し、カリキュラム委員会を利用して不法行為を仕掛けたことを、鳥観図で証拠とともに示し、解明している。
甲16	乙6	甲20	別件訴訟1、 井形が1部科目の2部開講を認める 2010年7月29日～8月9日のメール		写し	3名	2010年8月6日、井形カリキュラム委員長が1部科目の2部開講を認めたが、学部長となると、教務課員にカリキュラム制度を逸脱する1部科目の2部重複開講を指示、これは教務課員のメールで発覚する。原告の名誉を組織的に貶めていた事実である。
	乙132	甲21	別件訴訟2、 科目変更届けに関する規定		写し	文部 科学省	施行規則第21条第2項に基づく、科目変更届の規定に、井形による1部科目の2部重複開講が違反することを立証する証拠。
	乙142	甲22	別件訴訟2、山田文書 「経営学部教授会で配布された2文書への 批判」 2016年3月22日		写し	山田 文明	木村は、井形、池島の手続きは正当であったと理事会で報告し、承認されたという文書を配布。しかし、その内容は虚偽事実が多く、原告の名誉を棄損している。
	甲13	甲23	別件訴訟2、井形・池島文書 「吉井氏の問題に対する経営学部における 確認依頼」 平成28年1月15日		写し	井形 浩治 池島 真策	経営学部教授会で、原告の特任採用手続きに、当時の井形学部長、池島カリキュラム委員長に過誤が無かったことを確認した文書で、その内容は虚偽と規程違反であり、倫理観欠如である。
甲18	乙26	甲24	別件訴訟1、城推薦委員のメール 井形の特任人事の進め方を問題視する 2012年11月27日		写し	城達也	城学部長は、カリキュラム委員会の決定は全く関係ないと述べ、井形には「客観的で公平な基準」を示す責務があると述べる。
	甲15	甲25	別件訴訟2、木村文書 「特任教員任用をめぐる吉井氏問題の総括」 2016年2月24日		写し	木村 俊郎	経営学部教授会での原告の特任採用手続きの問題に関する確認、学内理事会の総括などを行っているが、虚偽と規程違反を繰り返し確認する内容であり、原告の名誉を棄損している。
甲25	乙31	甲26	別件訴訟1、井阪理事長、重森学長発言 ・里上教授の特任人事は例外中の例外 ・特任教員任用規程改定趣旨説明 2005年7月1日合同教授会の反訳書		写し	吉井 康雄	別件訴訟1で大阪高裁に証拠として提出、議論の痕跡無し。里上教授の判決直前の合同教授会の井阪理事長、重森学長の発言から「特任教員のあるべき姿」が理解される。「里上教授のケースは例外中の例外」、「労使慣行は従前と変わらず」の真意を理解すべきである。
	甲3-1	甲27	別件訴訟2、 佐藤の陳述書 平成27年7月2日		写し	理事長 佐藤 武司	陳述書には虚偽の事実、名誉感情を傷つける事実などが記載されている
	甲3-6	甲28	別件訴訟2、 田村の陳述書 平成27年7月1日		写し	田村 正晴	陳述書には虚偽の事実、名誉感情を傷つける事実などが記載されている
		甲29	原告が挙げる、主要な名誉棄損のリスト		写し	吉井 康雄	原告が被告大学在籍中および退職後の訴訟過程で受けた名誉棄損の主要な事例を集約したもの